明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（一二）　二
〔政　令〕
○電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（一六四）　二
〔省　令〕
○電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則の一部を改正する省令（総務四一）　二
○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同四二）　三
〔告　示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務八九）　四
○建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件（厚生労働・国土交通・環境一）　四
○保安林の指定をする件（農林水産七二三～七三〇）　四
○保安林の指定を解除する件（同七三一）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三五二～三五四）　五
○水先人に免許を与えた件（同三五五）　八
○道路に関する件（関東地方整備局一七四～一七六）　八
○道路に関する件（九州地方整備局五八、五九）　八
〔国会事項〕
国家公安委員会　警察庁　九
〔皇室事項〕　九
〔人事異動〕
官庁　九
有権者申出方、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分関係　九
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（法律第一二号）（こども家庭庁）

1　一時金の支給の請求期限の延長

一時金の支給の請求の期限を五年延長し、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行の日（平成三一年四月二四日）から起算して一〇年を経過する日までとすることとした。（第五条第三項関係）

2　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

◇電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（政令第一六四号）（総務省）

1　電気通信事業法（昭和五九年法律第八六号）第一七四条第一項の規定に基づき、電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の試験手数料について、実費を勘案した額に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年八月一日から施行することとした。